



佐賀県公報

平成18年
2月8日
(水曜日)
第12714号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(六〇・障害福祉課)	一
○ "	(六一・ "	一
○ "	(六二・ "	二
○ "	(六三・ "	二
○ "	(六四・ "	二
○ "	(六五・ "	二
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(六六・ "	三
○ "	(六七・ "	三
○ "	(六八・ "	三
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(六九・ "	三
○ "	(七〇・ "	四
○ "	(七一・ "	四
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(七十二・河川砂防課)	五
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	五
○ "	("	五
○佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札	(用度管財課)	五

○ 告 示

◎佐賀県告示第六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事

古 川

康

一 指定年月日 平成十七年五月二十五日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人若楠

所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目百三十四番地

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 社会福祉法人若楠児童デイサービス事業つみき

所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目百三十四番地

サービスの種類 児童デイサービス

事業所番号 四一〇〇三〇〇〇一五一二二

◎佐賀県告示第六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事

古 川

康

一 指定年月日 平成十七年六月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人透現

所在地 杵島郡白石町大字遠ノ江百八十七番地十三

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 訪問介護事業所白い石

所在地 杵島郡白石町大字福吉千八百八番地

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇三〇〇〇七六一一五

●佐賀県告示第六十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年八月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 株式会社コムスン小城ケアセンター

所在地 小城市小城町二百十七番地一

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇三〇〇〇七七一一三

●佐賀県告示第六十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年九月二十日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人若楠

所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目百三十四番地

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 社会福祉法人若楠若木園

所在地 鳥栖市山浦町千八百九十五番地

サービスの種類 児童デイサービス

事業所番号 四一〇〇三〇〇〇一六一二九

●佐賀県告示第六十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年十二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 株式会社コムスン佐賀西部環状ケアセンター

所在地 佐賀市下田町一番十三号

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇三〇〇〇七九一一九

●佐賀県告示第六十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年十二月二十八日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人たすけあい佐賀

所在地 佐賀市長瀬町十番三十七号

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 NPOたすけあい佐賀障がい児デイルームほけつと

所在地 佐賀市金立町大字金立千九百五十七番地七

サービスの種類 児童デイサービス

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇八〇一二五

●佐賀県告示第六十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年六月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人透現

所在地 杵島郡白石町大字遠ノ江百八十七番地十三

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 訪問介護事業所白い石

所在地 杵島郡白石町大字福吉千八百八番地

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一〇七一〇

●佐賀県告示第六十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年十月十八日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社ニチイ学館

所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 アイリスケアセンター鳥栖

所在地 鳥栖市元町千三百七十六番地一

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一〇八一八

●佐賀県告示第六十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年十二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 株式会社コムスン佐賀西部環状ケアセンター

所在地 佐賀市下田町一番十三号

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一〇一一四

●佐賀県告示第六十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十七年五月二十五日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人梅生会
所在地 鹿島市古枝乙千三十五番地二
- (三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
ア 名称 好日の園ホームヘルプサービス西部出張所
所在地 鹿島市高津原四百四十五番地一
サービスの種類 知的障害者居宅介護
事業所番号 四一〇〇二〇〇一四一一一八
- イ 名称 好日の園ホームヘルプサービス東部出張所
所在地 鹿島市浜町乙二千六百六十八番地
サービスの種類 知的障害者居宅介護
事業所番号 四一〇〇二〇〇一四一一一八・〇一
- 二 (一) 指定年月日 平成十七年五月二十五日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人正和福祉会
所在地 杵島郡山内町大字大野七千四十五番地
- (三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
名称 知的障害者地域生活援助事業 Warmlyひだまり山荘
所在地 杵島郡山内町大字宮野千八百八十八番地八十五
サービスの種類 知的障害者地域生活援助
事業所番号 四一〇〇二〇〇九八一一四四

●佐賀県告示第七十号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項に規

定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十七年六月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人透現
所在地 杵島郡白石町大字遠ノ江百八十七番地十三
- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
名称 訪問介護事業所白い石
所在地 杵島郡白石町大字福吉千八百八番地
サービスの種類 知的障害者居宅介護
事業所番号 四一〇〇二〇〇一四二一一六

●佐賀県告示第七十一号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十七年十二月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社コムスン
所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
- 三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号
名称 株式会社コムスン佐賀西部環状ケアセンター
所在地 佐賀市下田町一番十三号
サービスの種類 知的障害者居宅介護
事業所番号 四一〇〇二〇〇一四四一一二

◎佐賀県告示第七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、鹿島土木事務所及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年二月八日

佐賀県知事 古川 康

馬場地区（追加）

次に掲げる地番の土地に存する標柱十号から標柱十九号までを順次直線で結んだ線、標柱十九号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十年佐賀県告示第五十三号）の第二号（以下「既指定」という。）に規定する標柱七号とを直線で結んだ線、既指定に規定する標柱七号と既指定に規定する標柱六号とを直線で結んだ線及び既指定に規定する標柱六号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	字	地番
十	嬉野市	嬉野町	不動山	田ノ頭	乙一〇九番一
十一	"	"	"	"	乙九九番地先道路敷
十二	"	"	"	庵ノ山	甲三三〇三番一
十三	"	"	"	"	甲三三〇一番地先道路敷
十四	"	"	"	"	甲三三一五番
十五	"	"	"	"	甲三二七六番
十六	"	"	"	"	甲三一九五番二地先道路敷
十七	"	"	"	"	甲三一九五番三
十八	"	"	"	"	甲三一九七番二
十九	"	"	"	田ノ頭	乙二一二番一

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年2月8日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
唐津市北波多徳須恵守壁田1197番1、1197番4及び1197番7（3-2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
唐津市西城内1番1号
唐津市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年2月8日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
神埼郡東脊振村大字石動字四本松2529番（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市蔵上町587番地の1
有限会社 イソダ

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成18年2月8日

佐賀県知事 古川 康

- 1 入札に付する物件（土地）の表示及び入札の日程

物件番号	地目	数量(公簿)	所在地及び名称	参考価格(万円)	入札の日時 (場所：県庁新行政棟61号会議室)
1	宅地	326.33㎡	鳥栖市田代外町591番10 田代外町職員宿舍跡地	1,520	平成18年3月13日(月) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
2	宅地	288.60㎡	鳥栖市村田町字一本松 772番9 村田駐在所跡地	1,150	平成18年3月13日(月) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～
3	宅地	1,067.21㎡	佐賀市諸富町大字為重字 三重分屋敷田1226番1 三重職員宿舍跡地	1,920	平成18年3月14日(火) 受付：9：00～9：20 入札：9：30～
4	宅地	598.90㎡	鳥栖市古野町字天神木 561番2 鳥栖高校校長宿舍跡地	1,030	平成18年3月14日(火) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
5	宅地	368.17㎡	鳥栖市水屋町字安蔵寺 1593番1 水屋検問所跡地	1,340	平成18年3月14日(火) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～
6	宅地	5,207.59㎡	唐津市山本1505番地 旧北部職業能力開発校	13,340	平成18年3月15日(水) 受付：10：10～10：50 入札：11：00～
7	宅地	115.43㎡	伊万里市山代町楠久字 前田557番5 楠久駐在所跡地	160	平成18年3月15日(水) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～
8	雑種地	159.00㎡	多久市東多久町大字納 所798番5 納所駐在所跡地	220	平成18年3月16日(木) 受付：9：00～9：20 入札：9：30～
9	宅地	221.34㎡	杵島郡白石町大字戸ヶ 里字四本杉1762番4 錦江駐在所跡地	400	平成18年3月16日(木) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～
10	宅地	312.87㎡	鹿島市大字高津原字鷺 ノ巣873番7 鷺ノ巣警察宿舍跡地	860	平成18年3月16日(木) 受付：13：20～13：40 入札：13：50～

※ 物件番号7の楠久駐在所跡地を落札した場合には、隣接する伊万里市有地(山代町楠久字前田557番8、宅地、92.84㎡、楠久駐在所敷地として県有地と一体利用していた土地)についても購入可能です。詳しくは、伊万

里市財政課管財係(電話 0955-23-2111 内線 435)へお問い合わせください。

2 入札会場

県庁新行政棟61号会議室

(3)に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない物件については、入札を行いません。)

3 入札参加申込み

入札の参加希望者は、平成18年3月9日(木曜日)17時までに佐賀県出納局用度管財課財産担当に申し込んでください。(必着)

4 入札の参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。

(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。

5 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た額以上を次により、入札時間までに納入してください。

(1) 現金

(2) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等(詳細は、10の問い合わせ先に照会してください。)

なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に充当します。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に関し不正な行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

<p>(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者</p> <p>(5) 一件の入札に際し、一人で2以上の入札をした者</p> <p>(6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けていないもの</p> <p>(7) 郵送、電信等による入札を行った者</p> <p>(8) その他入札に関する条件に違反した者</p> <p>7 入札の中止</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。</p> <p>(1) 入札に参加し、又はこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を行い、又は行おうとしていると認められたとき。</p> <p>(2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。</p> <p>8 その他必要事項</p> <p>(1) 入札参加者は、印章を持参してください。</p> <p>(2) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金から契約保証金を差し引いた金額を納入してください。</p> <p>なお、契約保証金は代金に充当されず。</p> <p>9 公法上の規制等</p> <table border="1" data-bbox="183 212 566 1120"> <thead> <tr> <th>物件番号</th> <th>規 制 等 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市街化区域、第一種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200% 敷地東側に西日本電信電話株式会社の電話柱2本及び支線1条有り 水道の引き込み口は、水道利用権があり、鳥栖市水道課工務係（電話0942-85-3539）の負担にて設置すること。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市街化区域、準工業地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200% バス停の移動については、鳥栖市都市整備課道路政策係（電話0942-85-3602）に依頼することにより可能とのこと。</td> </tr> </tbody> </table>	物件番号	規 制 等 の 内 容	1	市街化区域、第一種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200% 敷地東側に西日本電信電話株式会社の電話柱2本及び支線1条有り 水道の引き込み口は、水道利用権があり、鳥栖市水道課工務係（電話0942-85-3539）の負担にて設置すること。	2	市街化区域、準工業地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200% バス停の移動については、鳥栖市都市整備課道路政策係（電話0942-85-3602）に依頼することにより可能とのこと。	<p>3 市街化調整区域、指定建ぺい率60%、指定容積率100% 土地の北東角付近に、都市計画法上の既存宅地ではない部分が含まれているが、「線引き」前から宿舍用地として使用していた実績があるため建物建築可能（ただし、用途によって建築制限があるため事前確認が必要） 当該土地は市街化調整区域に位置し、建物建築については都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条の許可申請による許可を受ける必要があり、建物建築に関して制限があることから、一般競争入札に参加される前に佐賀市役所建築課開発審査係（電話0952-40-7173）へ購入後の建物建築予定について、事前相談が望ましい。 敷地南側に九電柱2本及び支線1条有り。</p> <p>4 敷地の約56%は、第1種低層住居専用地域、指定建ぺい率50%、指定容積率80% 敷地の約44%は、第1種住居地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200%、道路幅員による基準容積率160% 加重平均後の基準建ぺい率54% 加重平均後の基準容積率115% 市道に接面する進入通路の幅員約1.75m（幅員不足のため現況のままでは、建築基準法（昭和25年法律第201号）上建物が建てられない。） 西日本電信電話株式会社の電話柱1本及び支線1条有り。</p> <p>5 市街化調整区域、指定建ぺい率60%、指定容積率100% 当該土地は市街化調整区域に位置し、建物建築については都市計画法第43条の許可申請による許可を受ける必要があり、建物建築に関して制限があることから、一般競争入札に参加される前に鳥栖土木事務所管理課（電話0942-83-4176）へ購入後の建物建築予定について、事前相談が望ましい。 北側接面道路につき建築の際に道路中心線から2m後退する必要がある。 国道3号線の道路幅幅予定については、現在のところありません（H18.1.17現在）。</p> <p>6 非線引都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率200% 建築基準法第22条区域による防火指定有り。 都市計画法第29条による開発許可が必要</p> <p>7 非線引都市計画区域、用途地域指定なし、指定建ぺい率60%、指定容積率200%</p> <p>8 都市計画区域外</p> <p>9 都市計画区域外 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り。</p>
物件番号	規 制 等 の 内 容						
1	市街化区域、第一種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200% 敷地東側に西日本電信電話株式会社の電話柱2本及び支線1条有り 水道の引き込み口は、水道利用権があり、鳥栖市水道課工務係（電話0942-85-3539）の負担にて設置すること。						
2	市街化区域、準工業地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200% バス停の移動については、鳥栖市都市整備課道路政策係（電話0942-85-3602）に依頼することにより可能とのこと。						

<p>10 非線引都市計画区域、第二種中高層住居専用地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200% 基準容積率180% 西日本電信電話株式会社の電話柱1本有り。 現在の道路端から南方へ約4m入った位置まで都市計画道路 (東町・西牟田線 幅員12m) の都市計画決定がなされている。</p>

10 入札に関する問い合わせ先及び入札案内書の配布場所
 問い合わせ先及び配布場所
 佐賀県出納局用度管財課財産担当 (電話0952-25-7192)
 また、佐賀県のホームページ (http://www.pref.saga.lg.jp/) から次の順序で選択してください。
 「入札」→「県有地の売却」→「佐賀県有地(用度管財課)の売却にかかわる申込み受付のお知らせ」

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月八日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社古川総合印刷

